

「残業代ゼロ」法案に関する意見書（案）

安倍首相は、内閣の最大のチャレンジは「働き方改革」であり、長時間労働の是正に取り組むとしている。しかし、第192回臨時国会に提出された労働基準法の改正案は、長時間労働をまん延させる「残業代ゼロ」法案である。

この法案には、労働時間の規制が一切適用されない、いわゆる「高度プロフェッショナル」制度の創設が明記されている。この制度は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を要する業務に従事する場合、時間外労働の割増賃金の規定を適用除外とするものである。

この制度の適用対象となることの多い専門職は、30代から40代までの組織の中における中心的な働き手であり、最も労働時間が長い層である。

政府の平成27年度「過労死等の労災補償状況」によれば、精神疾患について、支給決定されたうち総数に占める割合が最も多いのが、40歳から49歳までの層で31%、次いで、30歳から39歳までの層で29%にも上る。

また、企画業務型裁量労働制の要件を緩和し、対象業務を営業及び管理業務に広げる内容も含まれている。仕事において裁量のない営業及び管理業務へも裁量労働制を導入すると、適用があいまいになり、ノルマ達成のため、長時間労働を強いられる労働者が激増しかねない。

「働き方改革」により残業を無くすということであれば、「残業代ゼロ」法案ではなく、「36協定」に上限を設ける新しい労働基準法の改正こそ必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働基準法の改正案を撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成 28 年 10 月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て